

新型コロナウイルス感染防止のために行っていること



社会福祉法人 一幸会

○職場内において

【従業員】

- ・ 自宅での朝・夕検温、以下の症状見られた場合の報告義務付け
 - *37.5 度以上の発熱が見られる場合は新型コロナに関わらず自宅待機
 - *37.5 度未満でも咳、喉痛、痰などの風邪症状が見られた場合は自宅待機
- ・ 施設内に入る際、上履きに履き替え、除菌水で頭部から靴裏まで噴霧し、手指消毒手洗いし入室
- ・ 全員マスク着用し、1 ケア 1 手洗い、特に手指の清潔保持

【その他】

- ・ ゾーニング(レッドゾーンからクリーンゾーンへ入る際は除菌水噴霧及び手指消毒)
- ・ 業務上共有して使用する物品の定期消毒
- ・ 食事場所と休憩室の分離
 - * 食事場所は対面を避け離れて着席、食事以外は常にマスク着用
 - * 休憩室常時換気
- ・ 出張・研修の参加見送り (*4 月以降の分は主催者側から中止の連絡あり)
- ・ 納入物品受け渡し場所の限定や納入品の除菌
- ・ 入館が必要な納入業者の限定 (入館時の検温、滞在時間の記録、消毒の実施)

○家庭において

- ・ 不要不急の県外への外出自粛要請 (3 月 19 日～継続)
 - * やむを得ず外出の場合は事前連絡の上帰宅後 2 週間自宅待機
 - * 県外からの帰省家族、親族との接触があった場合、報告の上状況に応じて自宅待機
- ・ 同居家族が、感染の見られた企業等に勤務している場合は状況に応じて自宅待機
- ・ プライベートな空間や時間においても介護サービス事業に携わっている一員としての自覚と責任のもと、3 密を避ける行動及び清潔を意識し感染予防に努める